
プロジェクト リース

項目 日本公認会計士協会への実務指針等の改正依頼

本資料の目的

1. 本資料は、日本公認会計士協会の実務指針等（以下「実務指針等」という。）に関する改正について、日本公認会計士協会に依頼する内容を示すことを目的としている。
2. 改正を依頼する実務指針等は以下のとおりである。
 - (1) 監査・保証実務委員会実務指針第 90 号「特別目的会社を利用した取引に関する監査上の留意点についての Q & A」
 - (2) 業種別監査委員会報告第 19 号「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」
 - (3) 業種別委員会実務指針第 53 号「年金基金の財務諸表に対する監査に関する実務指針」
 - (4) 業種別委員会実務指針第 65 号「投資法人における監査上の取扱い」
 - (5) 会計制度委員会研究報告第 12 号「臨時計算書類の作成基準について」
3. 日本公認会計士協会が公表した前項の実務指針等の公開草案に対して、当委員会からの改正依頼に依らない日本公認会計士協会独自の改正に関するコメント以外に特段のコメントが寄せられていないため、当委員会から日本公認会計士協会への改正依頼の内容について特段の変更を予定していない。
4. なお、当委員会は 2024 年 7 月 1 日に「移管指針の適用」等を公表しているため、以下の移管指針については、日本公認会計士協会への改正依頼の対象とはしていない。
 - (1) 移管指針第 3 号「連結財務諸表におけるリース取引の会計処理に関する実務指針」（本会計基準の公表時には適用を終了する予定）
 - (2) 移管指針第 6 号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」
 - (3) 移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」
 - (4) 移管指針第 10 号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会

計処理に関する実務指針」

- (5) 移管指針第 13 号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針についてのQ & A」

ディスカッション・ポイント

日本公認会計士協会の実務指針等の改正依頼の内容についてご意見を伺いたい。

(HP では非公表)

以 上